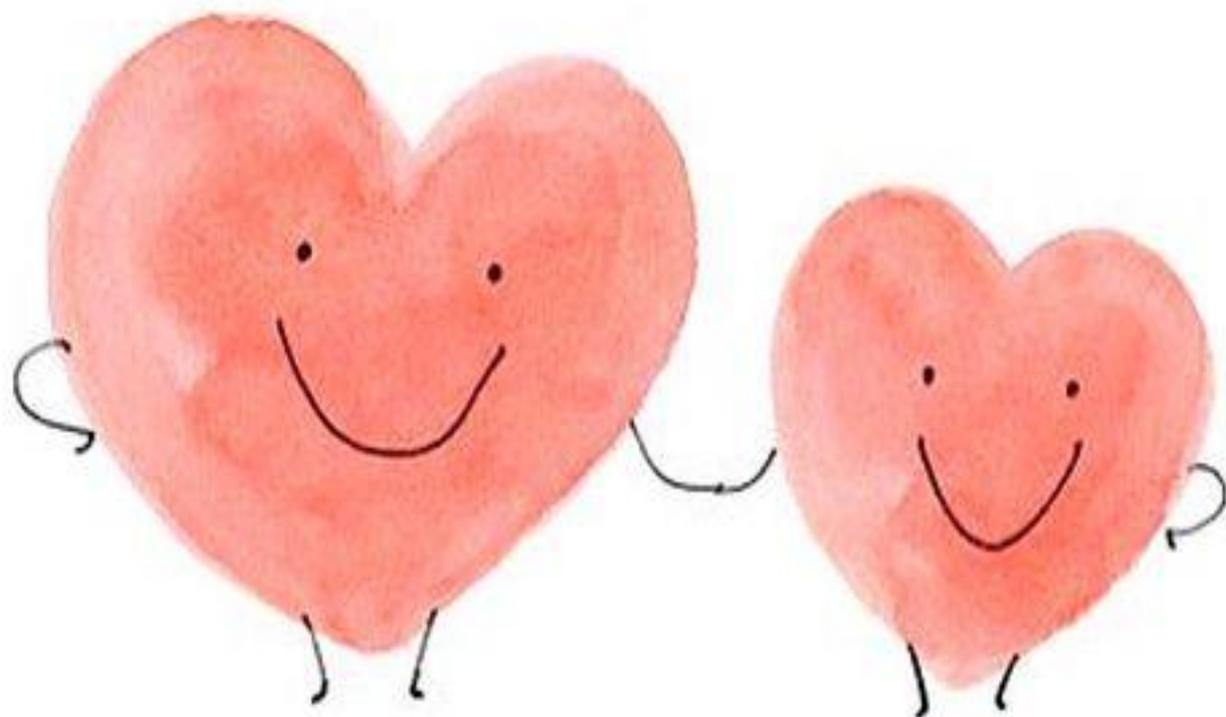


かすみがうら市 ファミリーサポートセンター



ファミリーサポートセンターでは、子育ての支援をおこなっています。

たとえばこんなことに困っていませんか

お母さんが風邪をひいちゃった。
病院に行きたいけど子どもは連
れていけないし…

今日は、お兄ちゃんの授業参観。
下の子どもはまだ小さいので、
だれか預かってくれないかなあ…



共働きで保育所のお迎えがどうし
ても間に合わない。だれか代わり
に行ってくれないかなあ…



社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会

♡ファミリーサポートセンターって？

- 地域において、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と援助を行いたい方(援助会員)が会員となる、相互援助の会員組織です。
- 依頼会員と援助会員の調整を、センターのアドバイザーが行います。
- ボランティア精神を基盤とした助け合いの活動です。援助会員の方が活動できる範囲で、依頼会員のお手伝いをします。

♡依頼会員って？

- 市内に住所を有する方、又は市内に勤務している方
(生後6か月から、小学校修了までの子どもがいる家庭が対象です。)

♡援助会員って？

- 市内に住所を有する方
(20歳以上の健康な方で、子育て支援に意欲のある方)
※センターで実施する研修修了後、会員登録となります。



♡活動内容は？

授業参観



学校行事、冠婚葬祭
の際の子どもの預かり



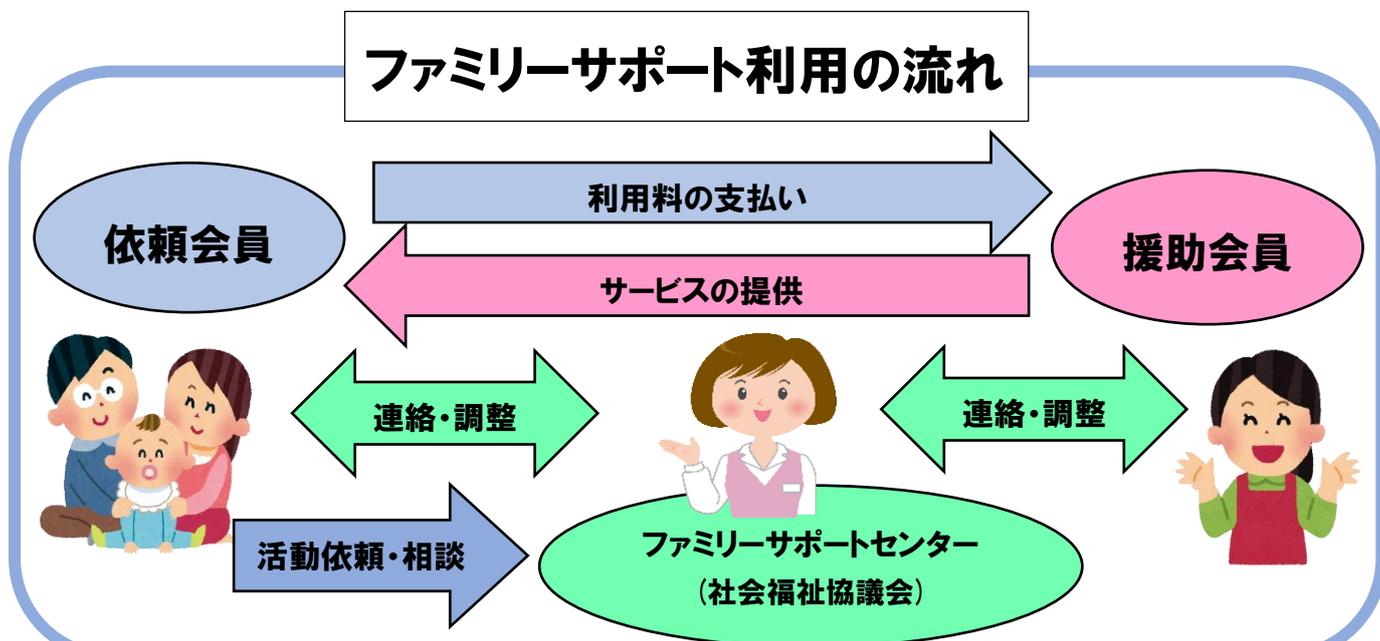
保育施設等への送迎
(徒歩、公共交通機関、自家用車)



買物等外出の際や、
放課後等の預かり

※宿泊を伴う預かり、早朝・夜間等の緊急の預かり及び送迎、
病児・病後児の預かり及び送迎は行いません。

ファミリーサポート利用の流れ



♡利用料金等

援助活動の時間帯	利用料金（1時間あたり）
午前9時～午後5時まで	600円
上記以外の時間帯	800円
交通費 ※自家用車を使用した送迎活動の場合	1km30円 ※1km未満、切り上げ (援助会員宅出発時から、帰着時まで)

※最初の1時間までは、利用時間が1時間未満の場合であっても、利用を開始した1時間あたりの利用料金となります。

※1時間を超えた場合は、30分ごとの計算になります。

なお、30分以内は利用料金の半額、30分を超え1時間までは1時間の利用料金が加算されます。

※自家用車を使用した送迎活動は、利用料金の他に交通費として上記金額をお支払い下さい。

♡ファミリーサポートセンターを利用するために

1. ファミリーサポートセンターを利用するためには、事前にセンターへの会員登録が必要です。(登録料無料。年度更新)

※登録を希望する方は、ファミリーサポートセンター(社会福祉協議会)までお問い合わせ下さい。

2. 初回活動前に、お子様をお預かりする場所で、依頼会員及び預かり対象のお子様、援助会員、センターのアドバイザーで事前打ち合わせを行います。



3. お子様をお預かりする場所は、援助会員宅(または、依頼会員宅)や児童館等の安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定します。

※お預かりできる人数は、援助会員1人につきお子様1人になります。

4. 利用料は毎回の活動終了時に、援助会員の方へ利用時間分の利用料金を、直接お支払い下さい。

5. 活動の依頼・調整は、必ずセンターを通して下さい。

会員同士で直接のやり取りは、行わないようにお願いします。

※センターを通さない場合、センターが加入している傷害保険の適用外となります。

6. 災害発生時には、サービスの提供を調整及び中止する場合があります。

7. 援助活動は、援助会員と依頼会員の相互援助により成立するものです。依頼内容により、援助会員が見つからない場合があります。

MAP



かすみがうらウエルネスプラザ
2F 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
(かすみがうら市ファミリーサポートセンター)

**【問い合わせ】 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
(かすみがうらウエルネスプラザ 2F)**



〒300-0121 かすみがうら市穴倉5462番地
☎029-898-2527(社会福祉協議会直通)
午前8時30分～午後5時15分(月～金。祝日を除く)
※上記の他、12月29日～1月3日は年末年始の休みとなります。

